

件 名	喫煙所の設置について
受付日	令和7年3月10日
ご意見・ご提案 の概要	喫煙所は、職員の憩いの場、休息の場として必要である。
県の考え方	県庁敷地内への喫煙所の設置につきましては、喫煙が健康に及ぼす影響に加え、県職員が県庁敷地内で喫煙する姿を県民の皆様にお見せするのは望ましくないという意見が多数あり、喫煙所の設置はしないという判断に至っております。
担当課	総務部 管財課 総務部 職員厚生課 健康福祉部 保健医療課